

本件事故当時、山梨県において宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により修学旅行客の宿泊予約がキャンセルされたとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1項 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記2所定の期間における下記1所定の損害項目について和解することとし、それ以外の損害項目については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

営業損害(修学旅行客の宿泊予約キャンセルに伴う損害)

2 期間

自平成23年3月11日 至 平成23年7月31日

第2項 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2記載の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害賠償についての和解金として金1176万6321円の支払義務のあることを認める。

第3項 支払方法

(省略)

第4項 清算条項

申立人と被申立人は、第1項に記載の損害項目(遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第5項 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月4日

(仲介委員 榎本久也)